

豊山町安全なまちづくり協議会設置の背景

愛知県の取組み

交通事故状況

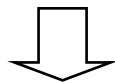
- ・ 交通死亡事故者数は4年連続ワーストワン
 - ・ 人身事故数及び負傷者についても例年ワースト上位
- 愛知県交通安全計画を定め、事故防止のため各種の対策を図る

【目標】交通事故を減らし交通死亡事故者数ワースト1位返上

犯罪発生状況

- ・ 平成7年から増加の一途
 - ・ 平成15年には戦後最高の22万6千件を記録
 - ・ 減少傾向にはあるが依然として高い水準
- 平成16年「安全なまちづくり条例」の制定
平成18年「あいち地域安全緊急3か年戦略」の策定
平成21年「あいち地域安全新3か年戦略」の策定

【目標】犯罪件数を対前年比で5%以上減少させ3年で2万件減少



安全で安心して暮らせる愛知を目指し県民総ぐるみ運動を展開

豊山町の取組み

交通事故状況

- ・ 交通事故件数は669件で前年比45件の増加（平成20年）
- ・ 平成20年10月町内において交通死亡事故が発生

犯罪発生状況

- ・ 犯罪発生件数は377件で前年比30件の増加（平成20年）
- ・ 人口千人あたりの犯罪率ランキングは県内市町村ワースト3位
- ・ 平成20年10月エアポートウォーク・アピタ名古屋空港店オープン

平成21年4月 豊山町安全なまちづくり条例の制定

【目的】 県の施策に対応できる体制の整備を行い、「住民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現」を目指して、西枇杷島警察署、学校、地域住民、地域の事業者と一体となった取組みを進める

平成21年8月 豊山町安全なまちづくり協議会の設置

【目的】 関係団体から選出された協議会委員より「安全なまちづくり」に関する意見を求め、作成中の豊山町第4次総合計画の「交通安全」、「防犯」に関する施策の方向づけや関係団体の活動についての情報交換を行う

豊山町安全なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、本町における交通安全及び防犯の推進について、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、町民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に居住し、通勤し、若しくは滞在する者又は町内を通過する者をいう。

(2) 事業者 町内に事業所を設置して事業活動を行う者及び自己の居住の用又は事業活動の用に供する不動産以外の不動産を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 安全なまちづくりとは、町と町民、事業者及び関係団体（以下「町民等」という。）が、相互の連携及び協力の下に、交通事故及び犯罪による被害が未然に防止される地域の生活環境を保持していくことをいい、これによって、安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現することを基本理念とする。

(町の責務)

第4条 町は、町民等及び関係行政機関と連携して、安全なまちづくりに関する施策を策定するとともに実施する責務を有する。

2 前項の施策は、次に掲げる事項についての施策とする。

(1) 安全なまちづくりのための広報及び啓発に関すること。

(2) 安全なまちづくりのための町民等の自主的活動の促進に関すること。

(3) 交通事故及び犯罪の防止に配慮した環境の整備に関すること。

(4) その他この条例の目的を達成するために必要な事項

(町民の責務)

第5条 町民は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項に努めるものとする。

(1) 自らの安全は自らが確保するとの意識を高め、地域の連帯を図りつつ、安全なまちづくりに関する自主的活動を推進すること。

(2) この条例により町が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力すること。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 事業活動を行うに当たって、従業員の交通安全意識の向上及び自主防犯上必要な措置を積極的に講じ、地域社会の一員として安全なまちづくりを推進すること。
- (2) 自己の居住又は事業活動の用以外のために町内に所有し、占有し、又は管理する不動産について、犯罪の防止に配慮した適正な管理を行うこと。
- (3) この条例により町が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力すること。

(豊山町安全なまちづくり協議会の設置)

第7条 町長は、安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊山町安全なまちづくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、町長の諮問に応じ、安全なまちづくりの推進に関して協議する。
- 3 協議会は委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 交通安全活動に取り組む団体を代表する者
 - (2) 防犯活動に取り組む団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他町長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(豊山町交通安全条例の廃止)

- 2 豊山町交通安全条例(平成13年豊山町条例第2号)は、廃止する。

豊山町安全なまちづくり協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊山町安全なまちづくり条例(平成21年豊山町条例第1号)第7条第6項の規定に基づき、豊山町安全なまちづくり協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、経済建設部建設課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。